

看護師からのお知らせ

1. 発熱や体調不良時の対応
2. お薬の預かり
3. ケガの対応
4. 熱性けいれん
5. アレルギー
5. 健康の行事
6. 予防接種
7. 市の定期健康診断



1. 保育中の発熱や体調不調時の対応

こども園は、乳幼児が長時間にわたり、集団で生活をする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ、防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるように、保育中に体調が悪くなったときは、早めにお知らせいたします。状態によっては、お迎えに来ていただくことがあります。病初期は、病気の特定ができないので、特に配慮をしています。帰ったら元気で熱が下がるということもあるかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。

感染症について

- ・病気の種類によっては、多くの子どもたちにうつります。
感染症と診断された時には、他の子どもさんにうつりますので、お休みしてください。
- ・蔓延を防ぎ、子どもの健康を守るため、登園するには医師の許可が必要な疾患があります。

(こども家庭庁:保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版・2023年一部改訂))

「意見書」・・・医師記入

- ・以下の疾患に罹患した際、医師に記入してもらおう書類です。医師の許可が出るまで登園できません。
- ・学校保健法で定められた感染症治癒後に、医師に記入してもらい登園時必ず提出してください。

※医師が意見書を記入することが考えられる感染症

病名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ☆	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎☆ (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)☆	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
百日咳☆	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

☆インフルエンザ、おたふくかぜ、百日咳、咽頭結膜熱については、診断した時点(初診)で医療機関が発行し、保護者の方が出席停止期間の基準を満たしたことを確認・記入して幼稚園や学校に提出する様式を関係医療機関に配布いたしております。園のホームページからも、ダウンロード・印刷が可能です。

「登園届」・・・保護者記入

医師の登園許可書の提出が望ましい感染症以外でも、以下の疾患に罹患した際には、集団保育へ通っていることをかかりつけ医に相談し、登園時の注意事項を確認するようにしてください。また、登園を開始する際には、登園届（保護者記入）のご提出にご協力下さい。

どのような病気でお休みしていたのか、お子様の健康常置を把握して、保育活動を配慮したり、感染症の流行状況を把握するために活用させていただきます。

※医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	症状(発熱や激しい咳)が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事が摂れること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
突発性発疹	解熱後24時間経過し、機嫌が良く全身状態が良いこと

※医師の診断は必須ではないが、受診をおすすめする感染症

病名	登園のめやす
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚が全て乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度になってから
アタマジラミ	駆除を開始後

お迎えについて

- ・保育中に体調が悪くなったときは、早めにお知らせいたします。お子さまの状態、感染の流行状況によっては、お迎えに来ていただくことがあります。病初期は、病気の特定ができないので、特に配慮をしています。帰ったら元気で熱が下がるということもあるかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ・緊急連絡先は、迅速に保護者の方と連絡がとれる番号をお知らせください。緊急または重要と考えられる事態の場合には、電話でご連絡をさしあげます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【次の番号を必ず複数、優先順位をつけてお教えください】

- ★仕事中でも出られる番号(携帯でも職場の番号でも)
- ★出られなくても、着信と留守録をひんぱんに確認できる番号
- ★職域に携帯等を持ち込めない、職域に内線しかない場合には、どなたかに伝言を残すことができ、すぐに保護者の方に伝達いただける番号
- ★祖父母、親戚の方の番号

※緊急連絡先の変更がある場合は、お知らせください。

- ・出張、私用で出かけるときなど、登録されている勤務先以外に出かけるときは連絡帳に、お知らせください。

*【お迎え・お休み・登園の目安】【感染症流行時の対応】を参考にしてみてください。

【お迎え・お休み・登園の目安】

	お迎えをお願いします	お休みする目安	登園できる目安
発熱	<ul style="list-style-type: none"> ・38.0℃以上の発熱 ・37.5℃以上の発熱があり 元気がなく機嫌が悪い 食欲がなく水分が摂れない 	<ul style="list-style-type: none"> ・38.0℃以上の発熱があり ・朝から37.5℃を超えた熱とともに、元気がなく、機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れていない ・24時間以内に38.0℃以上あった ・24時間以内に解熱剤を使用した 	<ul style="list-style-type: none"> ・前日に37.5℃を超える熱が出ていない ・食事や水分が平常に摂れている ・発熱に伴う発疹がない ・尿の回数が減っていない ・咳や鼻水の症状が悪くなっていない
下痢	<ul style="list-style-type: none"> ・保育中に2回以上水のような便が出た ・食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする ・腹痛を伴う下痢がある ・便に血液や粘液、黒っぽい便が出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝から37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく、朝食・水分が摂れていない ・24時間以内に2回以上の水のような便がある ・食事や水分を摂ると下痢をする(1日4回以上の下痢) ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・朝、排尿がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の心配がないと診断された ・24時間以内に2回以上水のような便がない ・食事や水分を摂っても下痢にならない ・発熱を伴わない ・尿の回数がいつもと変わらない
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> ・1回以上嘔吐をした ・吐き気がとまらない ・腹痛を伴う嘔吐がある ・下痢を伴う嘔吐がある ・元気がなく、機嫌・顔色が悪い ・感染症が流行している 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間以内に2回以上嘔吐した ・食欲がなく、水分も欲しがらない ・吐き気に伴い、いつもより体温が高い ・下痢を伴う嘔吐がある ・腹痛を伴う嘔吐がある ・機嫌や顔色が悪く、元気がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の恐れがないと診断された ・24時間以内に2回以上の嘔吐がない ・熱を伴わない ・食事や水分を摂っても吐かない ・機嫌がよく、元気である ・顔色が良い
咳	<ul style="list-style-type: none"> ・咳込んでお昼寝ができない ・咳込んで嘔吐を繰り返す ・咳込んで顔色・呼吸状態が悪い 	<ul style="list-style-type: none"> (前日の発熱の有無に関わらず) ・夜間しばしば咳のために起きる ・現在も連続した咳が出る ・喘鳴や呼吸困難がある ・呼吸が速い ・37.5℃以上の熱を伴っている ・元気がなく、機嫌が悪い ・食欲がなく、朝食や水分が摂れていない ・少し動いただけでも咳が出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・前日に37.5℃を超える熱が出ていない ・37.5℃以上の熱を伴っていない ・連続した咳が出ていない ・喘鳴や呼吸困難がない ・呼吸が速くない ・機嫌がよく、元気がある ・朝食や水分が摂れている
発疹	<ul style="list-style-type: none"> ・発疹がどんどん広がり、機嫌が悪い ・発疹が出る感染症が流行している 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱に伴う発疹がある ・感染症を疑われ、医師より登園を控えるよう指示された ・口内炎がひどく、食事や水分が摂れない ・とびひが、覆えない部位や範囲が広く覆えない部分がある ・浸出液が多く、他児への感染の恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・発疹についての受診結果、感染の恐れがなく、登園の許可をもらっている ・とびひは、医師の治療を適切に受け、傷口をすべて覆っている

参考資料:こども家庭庁:保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版・2023年一部改訂)

【感染症流行時の対応】

下記の感染症は非常に感染力が強く、容易に感染が拡大する恐れがあります。流行時に、同様の症状があれば、お迎えに来ていただきます。

病名	お迎えをお願いします
インフルエンザ	37.5℃以上の発熱
ノロウイルス腸炎	1回の嘔吐・水のような便 ノロウイルス腸炎流行時の嘔吐は、再嘔吐防止のため水分摂取を控えることがありますので、早急にお迎えをお願いします
咽頭結膜炎(プール熱)	37.5℃以上の発熱・眼の充血・めやに・のどの痛み
流行性角結膜炎 (はやり目)	目の充血・めやに
水痘(水ぼうそう)	水疱様の発疹・発熱

病児・病後児保育のご案内

- ・病気または病気の回復期の子どもを看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。こども園に預けるには、まだ不安定な状態で仕事が休めない、預かってもらえる人がいない時などにご活用ください。
- ・年度毎に登録・更新が必要です
- ・令和5年10月1日より、助成対象施設1回の利用につき2,000円まで市から助成を受けることができます。
- ・右のQRコードより、詳しい情報が閲覧できます。



病後の登園について

- ・病後に登園する場合は、連絡帳に記入するとともに、登園時に必ずお知らせください。
- ・また、登園前、降園後、お休み中(日曜祝日)に、以下のように体調に変化があった場合も連絡帳に記入するとともに、登園時にお知らせいただくと助かります。
 - ▶発熱
 - ▶嘔吐、下痢
 - ▶機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い
 - ▶けがをした、ぶつけた

お休み・遅刻について

- ・自己都合、病気でお休みされる場合は、9時までにマチコミもしくはお電話にてお知らせください。
- ・遅刻についても、9時までにマチコミもしくはお電話にてお知らせください。

2. お薬の預かり

こども園では、原則、医療行為を行うことはできません。

お子さんに薬を飲ませる行為も、本来、医療行為に当たるため、基本的には保護者の方に、対応していただく必要があります。

ただし、医師の処方により、与薬の必要性が認められた場合については、保護者の方の同意のもと、保育士がお子様にお薬を飲ませる対応をとっています。

薬の取り扱いについて

薬の誤飲・取り違い等の事故を防止するため、取り扱いや管理等を含め、下記のとおり対応しております。ご理解・ご協力をお願いいたします。

【1. 医師からお薬を処方してもらう時】

- ・医師から薬を処方してもらう時に1日2回のもの、または、飲む時間が調整できるかどうか（例、朝・降園後・寝る前）をあらかじめ確認して、処方してもらってください。
- ・朝飲むお薬は、登園前に飲ませて下さい。
- ・朝、病院受診されてから、登園される際にも、保護者の方がお薬を飲ませてから、登園をお願いいたします。
- ・投薬できるお薬は、直近にお子様を診察された医師が処方し調剤したもの、もしくはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りします。
- ・園で預かる薬は、すでに1回以上使用した薬で安全が確認されたものに限りします。
- ・初めて服用する薬は副作用をおこす可能性がないとはいええないため、園では投薬できません。
- ・給食後に帰る時は、ご家庭でお薬を飲ませてください。
- ・粉薬、水薬のみお預かりいたします。錠剤は誤飲の恐れがありますので、園では服用できません。

【2. 『おくすり連絡表』を必ずご提出ください】

- ・保護者の方が記入した『おくすり連絡表』と一緒に当日、服用するお薬1回分（容器、薬袋に日付・名前・時間を記入）を名前の書いてあるビニール袋やチャック付き袋（ジップロック）等に入れて連絡帳袋に入れて持たせてください。朝の受け入れの際、職員に一言お伝えください。
- ・『おくすり連絡表』がない場合、『おくすり連絡表』や預かりする1回分の薬に記入漏れがあった場合、投薬できません
- ・「こども園保存欄」と「保護者返却欄」への投薬日にちに○をしてください。
- ・保育者は、投与後、『おくすり連絡表』の投薬日にちにサインもしくは押印します。
- ・続けてお薬を飲む場合は、その都度、『おくすり連絡表』とビニール袋、お薬の容器を返却いたします。
- ・翌日も同じように『おくすり連絡表』と当日、服用するお薬1回分（容器、薬袋に日付・名前・時間を記入）を名前の書いてあるビニール袋やチャック付き袋（ジップロック）等に入れて、受け入れ職員にお知らせください。
- ・投薬最終日、『おくすり連絡表』は、こども園で保管しますので、保護者返却欄を切り取り、ビニール袋、お薬の容器と共にお返しします。

【3. お薬の保管について】

- ・オムツかぶれ等、保育時間内に2～3度塗らなければならない塗り薬なども、保護者の方へ毎日お返しいたします。『おくすり連絡表』とお薬に必ず園児名をご記入の上、職員にお渡しください。
- ・また、それに伴う飲み薬に関しては、上記の1, 2に準じます。
- ・頓服薬(投薬に判断を要する解熱剤や鎮痛剤、咳止め等)はお預かりできません。

【4. 慢性疾患を抱える園児のお薬について】

- ・慢性疾患(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領によって、お子様の主治医の指示に従うとともに、相互の連携が必要になります。長期(1週間以上)にわたり、お薬の投薬が必要な場合には、お薬を受け取った際に添付される「薬剤情報提供書」などお薬についての説明が書かれた書類を添付してください。(コピー可)

＊熱性けいれんを起こしやすい園児が用いる発熱時のけいれん予防の薬(ダイアアップ坐薬)、食物アレルギーの児が誤食によってアレルギー症状を起こした時に服用する薬(抗ヒスタミン剤(エピペン))、「てんかん重積状態」の発作を止める効果が期待できるお薬(ブコラム)など、状態が変化した時に1回だけ用いる頓服薬もこれに含まれます。

★ダイアアップ坐薬、エピペン、ブコラムにつきましては、別紙「投薬依頼書」がございます。
担任にお知らせ下さい。

【5. その他】

- ・保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬、以前処方された薬)は取り扱いできません。
- ・飲ませ方など配慮がある場合はご記入をお願いします。
- ・自宅から湿布やホクナリンテープなど貼ってこられた場合、必ず職員にお伝えください。また、ホクナリンテープは、子どもが手の届かない背中などに貼るようにしてください
- ・自宅から貼ってきた絆創膏・ホクナリンテープ・湿布などが保育中にはがれてしまった場合、園で、処分させていただきます。
- ・薬の服用を嫌がったり、飲ませた薬を吐いてしまった場合、こども園では責任を負いかねます。

※上記要件に一つでも不備があった場合(書類などの未記入・誤記入等を含む)は、お薬をお預かりすることができません。たとえ、お薬をお預かりした後に不備等を発見した場合でも同様に投薬を実施できません。事故防止・健康管理に関する重要事項ですので、悪しからずご了承ください。

※『おくすり連絡表』は、園のホームページよりダウンロードし、印刷をお願いします。

3.ケガの対応

保護者の皆さまにご理解いただきたいこと

子どもは活発に動き回る中で、ぶつかったり、転んだりを繰り返しながら、大きな危険から身を守る術を身につけていきます。また、園という集団生活の中にいますので、他児との関りで思わぬトラブルが起こることもあります。

私たちは、大切なお子さまをお預かりしている責務を心に留め、保育環境の安全性やお子さまの体調管理に細心の注意を払い、それを継続することに努めています。

しかし、成長発達に必要な活動によって生じるケガについては、「育ちに必要な経験」として、保護者の皆さま方には、ご理解いただきますようお願いいたします。

ケガに対する対応

(1)保育中の軽症は保育士、看護師が手当てをします。軽症と判断した場合(擦り傷など)はすぐには連絡しませんが、連絡帳やお迎えの時に、保護者の方へお知らせします。

(2)病院受診が必要だと判断した場合、保護者に連絡をした上で、職員が連れていきます。

かかりつけ医などある場合は、お伝えください。

こども園周辺の主な病院

小児科	わたなべ小児科	0985-56-0003(園医)
整形外科	ふくもと整形外科	0985-56-8000
歯科	青木歯科医院	0985-56-2337(園医)
眼科	まつうら眼科	0985-85-6600
脳外科	上田脳神経外科	0985-52-3500

4. 熱性けいれん

熱性けいれんとは、乳幼児期(5歳くらいまで)に38℃以上の発熱に伴って起こるけいれん発作です。

園での対応について

- ・けいれんに気づいたら、保護者へ連絡。1分間以上けいれんが続く場合は救急隊へ通報いたします。
- ・以下の場合、すぐに救急隊へ通報いたします。
 - ▶看護師が不在の時、職員の少ない早番・遅番の時間帯に起きたけいれん発作
 - ▶初めてけいれんを起こした
 - ▶1回の発熱でけいれんを2回以上起こす
 - ▶けいれんが左右対称でない
- ・熱性けいれんを起こしやすい園児が用いる発熱時のけいれん予防の薬(ダイアップ坐薬)をお預かりする場合投薬指示書(医師記入)と投薬依頼書(保護者記入)の提出をお願いします。
- ・ダイアップ坐薬は、事務室で保管します。
- ・ダイアップ坐薬使用時は、速やかに保護者へ連絡します。
- ・ダイアップ坐薬の挿入は看護師が行いますが、不在の時は保育士が行います。

ご家族に承諾していただきたいこと

- ・毎朝検温し、体調を確認していただき、熱がある時はご家庭で安静にしてください。
- ・ダイアップ坐薬使用前の連絡がありましたら、お迎えをお願いします。
- ・家でダイアップ坐薬を投薬した時は、ご家庭で安静にしてください。(2度目の坐薬は園では行えません)
- ・年度末は預かっている薬をお返しします。新しいものに更新し、同時に投薬指示書の更新をお願いします。

4. アレルギー

書類について

「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」(医師記入)

・こども園において、保護者や主治医との共通理解の下で、アレルギー疾患を有する子ども一人一人の症状等を正しく把握し、子どものアレルギー対応を適切にすすめるためには、保護者の依頼を受けて、医師(子どものかかりつけ医)が記入する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」のに基づき、適切に対応することが重要です。

【管理指導票が必要な疾患】

食物アレルギー・アナフィラキシー	気管支喘息	アトピー性皮膚炎
アレルギー性結膜炎	アレルギー性鼻炎	

*食物アレルギーと診断されたお子様に対し、管理栄養士とともに面談をし、除去食・代替食に対応していきます。

「除去解除申請書」(医師記入)

・食物アレルギーが改善し、食物除去の必要がなくなった場合は、保護者が保育所に口頭ではなく書面で申請をしなければなりません。申請書につきましては、担任にお知らせください。

5. 健康の行事

内科検診

- ・園医による内科検診を春と秋の年2回行います。

歯科検診

- ・園医による歯科検診を年に1回行います。

尿検査

- ・年1回、行います。

健康調査票

- ・毎年4月に健康調査票の確認をお願いします。
- ・前年度からの追記・削除・修正がある場合は、**赤色**で書いてください。

6. 予防接種

こども園は集団保育の場です。特に乳幼児は抵抗力(免疫)が弱く、感染症が発生すると集団のなかで広がりやすく、合併症や後遺症を起こす危険にさらされることもあります。予防接種は、集団生活において、健康で安全な環境を保つために、接種していただくことを推奨します。

定期予防接種(公費)と任意予防接種(自費)

予防接種には、定期予防接種(公費)と任意予防接種(自費)があります。任意接種の病気も、おたふくかぜは難聴、インフルエンザは脳症や肺炎など、重い合併症を引き起こす可能性もあります。また、ワクチンによって、接種する年齢や回数、接種間隔が違います。かかりつけ医と相談し、計画的にすすめてください。

<定期接種>

インフルエンザ菌b型(ヒブ)、肺炎球菌、B型肝炎、4種・5種混合、BCG、麻しん風しん混合(MR)
水痘(みずぼうそう)、日本脳炎、ロタウイルス

<任意接種>

おたふくかぜ、インフルエンザ、新型コロナウイルス

予防接種後の注意事項

- ・予防接種後は、毒性を弱めた病原体を体内に入れて、病気に対する免疫をつくるため、副反応や体調の変化など、身体への影響が出ることがあります。
- ・副反応の観察や激しい運動により、副反応が起きやすくなるため、予防接種後は安静に過ごすことが望ましいです。
- ・予防接種を受けたら、受け入れ職員にお知らせいただくか、連絡帳に記入して、お知らせ下さい。

7. 市の定期健康診査

市の乳幼児健康診査(3~4 か月・7~8 か月・1 歳)、1歳6ヶ月児健康診査、3歳6ヶ月児健康診査を受けましたら、結果もふまえ、担任にお知らせください。